

大阪市中央区表彰要綱

(趣旨)

第1条 大阪市中央区の表彰については、この要綱の定めるところによる。

(表彰等)

第2条 表彰等は、区民の福祉の増進、地域社会の発展若しくは産業、教育の振興に寄与した者、文化、スポーツ活動等において功績があった者又は区政の推進に積極的に協力した者に対して、表彰状、賞状又は感謝状を授与してこれを顕彰し、又は感謝の意を表する。

(者には、団体を含む)

(表彰を行う者)

第3条 表彰は大阪市中央区長が行う。

(表彰の手続)

第4条 課長等は推薦にあたっては、必要に応じ、次に掲げる書類を添付の上、表彰すべき功績、団体の場合はその設立目的、組織、業務内容などを明らかにするものとする。

- (1) 功績等調書（様式1）
- (2) 定款・規約
- (3) 役員名簿
- (4) その他参考資料

(施行の細目)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する

(様式1)

功績等調書

No,

ふりがな	
氏名・団体名	
代表者氏名	
住所	
連絡先	
功績等の概要	
備考	